

「中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令」の概要

令和 6 年 2 月
経済産業省経済産業政策局
新規事業創造推進室

1 改正の趣旨

「令和 6 年度税制改正の大綱」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、中小企業等経営強化法施行規則（平成 11 年通商産業省令第 74 号。以下「規則」という。）の一部を改正する省令を定めるもの。

2 内容

（1）都道府県知事が交付する確認書の見直し

エンジェル税制の対象となる、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 6 条に規定する経済産業省令で定める要件に該当する会社（以下「特定新規中小企業者」という。）であることの確認、又は同法第 7 条の規定による株式の払込みの確認を行った場合、都道府県知事はその旨の確認書を、当該確認を受けた特定新規中小企業者に交付することとされている。その際、都道府県知事が当該特定新規中小企業者の承諾を得たうえで、当該確認書に代えて記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することを可能とする。（第 9 条及び第 11 条）

（2）申請時の提出書類の見直し

特定新規中小企業者に該当する株式会社に係る確認手続において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて、それぞれイ又はロに定める書類を、都道府県知事へ提出する申請書に添付する書類に追加する。（第 11 条）

イ 有償であること等、一定の新株予約権を行使して株式を取得し、規則第 11 条第 1 項の規定による株式の払込みの確認を受ける場合 次の①から④までに掲げる書類

- ① 当該新株予約権について会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 246 条第 1 項に規定する払込みがあったことを証する書面
- ② 新株予約権の発行時に締結した投資に関する契約書の写し
- ③ 当該新株予約権の割当日における新株予約権原簿
- ④ ①から③までのほか、参考となる書類

ロ 信託（指定金銭信託であって、合同運用信託（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 11 号に規定する合同運用信託をいう。）以外のものに限る。）を通じて株式を取得し、規則第 11 条第 1 項の規定による株式の払込みの確認を受ける場合 次の①から③までに掲げる書類

- ① 当該信託に係る信託契約書の写し
- ② 当該信託が取得した当該株式の引き受けの申込みまたはその総数の引受けを行う契約を証する書面
- ③ ①及び②のほか、参考となる書類

（3）特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認の取消規定の明文化

都道府県知事は、法第7条の規定による株式の払込みの確認を受けた特定新規中小企業者が次のいずれかに該当するときは、当該確認を取り消すことができる。当該確認を取り消した場合、都道府県知事は、当該者に対して、様式第12の2により当該確認を取り消した旨を通知し、当該確認に係る確認書の返還を求めたうえで、当該確認を受けた者の所在地の所轄税務署長にその旨を通知するとともに、その旨を公示することとする。(新設)

イ 基準日(規則第11条第1項に規定する株式の払込みの期日(払込みの期間を定めた場合にあっては、出資の履行をした日)又は当該株式が当該特定新規中小企業者の設立に際して発行された場合は、当該設立の日(当該特定新規中小企業者が規則第8条第5号ハに該当する会社である場合は、当該設立の日の属する年の12月31日))において特定新規中小企業者でないことが明らかになったとき。

ロ 株式の払込みの確認の申請に際して不正又は虚偽の申請を行ったとき。

(4) その他

その他、必要な条番号、法律番号、用語の定義の整理を行うとともに、上記の改正に伴い、確認手続に係る規定などの所要の改正を行う。

3 今後の予定

公 布 日：令和6年3月29日(予定)

施行期日：令和6年4月1日